

## Ⅲ. 新たな課題への対応

### 児童虐待防止対策の推進

次代の社会を担う子どもは、かけがえのない存在です。全ての子どもが安心して暮らせる環境を整備することは、社会全体の責務です。

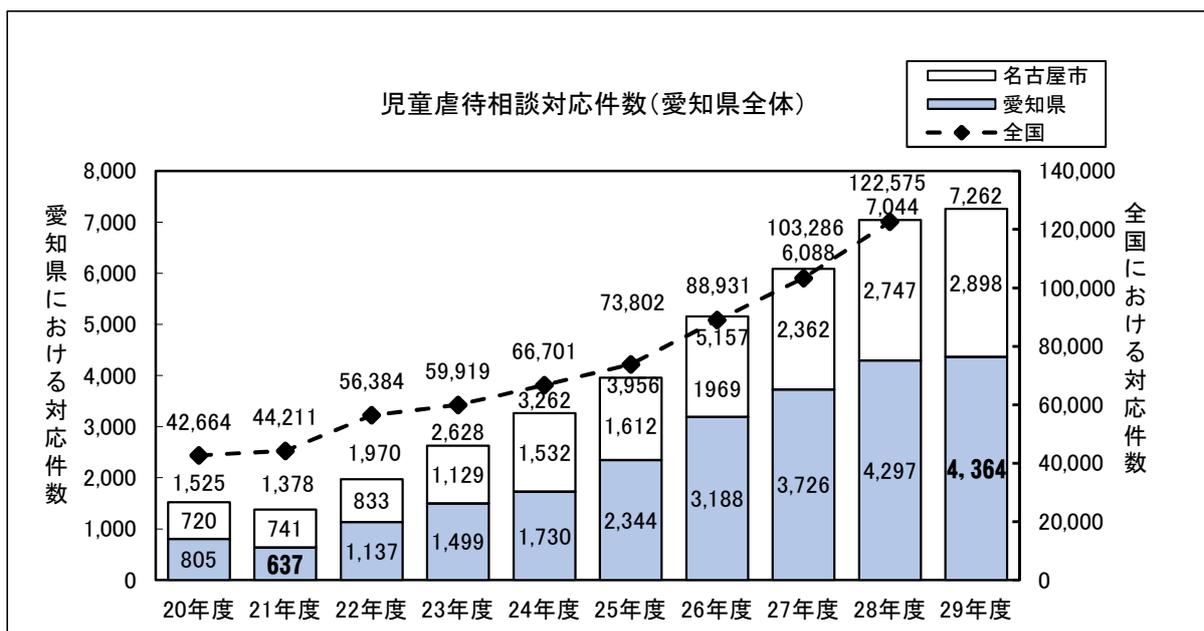
しかし、家庭環境の多様化、地域社会における人間関係の希薄化、経済状況の変化などから、家庭や地域社会における養育機能が低下し、子どもに対する虐待が後を絶たず、子どもを死に至らしめる事件も発生しています。また、虐待を受けた子どもが、適切なケアを受けないまま成長し、次の世代に虐待が連鎖する懸念も指摘されています。

子どもに対する虐待は、重大な人権の侵害であり、理由のいかんにかかわらず、決して許されないことです。本県では、社会全体として子どもを虐待から守り、その健やかな成長を支えることを目指して、平成 26 年 3 月に議員提案により、「愛知県子どもを虐待から守る条例」が成立し、同年 4 月に施行されました。

この条例では、子どもを虐待から守ることについて、「県」の責務や「市町村」「県民」「保護者」「関係機関等」の役割を定めているほか、妊娠期からの切れ目のない支援に取り組むとともに、社会的養護の充実を図ると規定されています。さらに、子どもを虐待から守るための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を定めるものとされています。

平成 27 年 3 月には、この条例に定める「児童虐待防止基本計画」を、子ども・子育て支援の総合計画である「あいち はぐみんプラン 2015-2019」と一体的に策定し、子育て家庭への支援など関連する施策と一体となった総合的な児童虐待防止対策の推進に努めてきました。

ビジョンにおいても、児童虐待防止対策に関して、児童相談センターや市町村の機能強化、関係機関等との連携の推進など、施策の方向性を示していますが、平成 29 年度の本県の児童相談センター（名古屋市を除く。）への児童虐待相談件数は 4,364 件となり、過去最多であった平成 28 年度の 4,297 件に比べ更に 67 件増加し、8 年連続して過去最多件数を更新しました。（前年比+1.6%）



この傾向は全国的にも同様であり、平成 28 年度の全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数は 122,575 件であり、過去最多を更新しました。児童虐待への対応については、制度改正や関係機関の体制強化などにより、その充実が図られてきましたが、依然として重要な課題となっています。

国においては、平成 28 年 6 月に児童福祉法等の一部を改正する法律を公布し、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）の全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずることとされました。

また、これにあわせて、児童福祉司等の専門職の配置の充実や資質の向上を図るなど、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、「児童相談所体制強化プラン」（平成 28 年 4 月 25 日厚生労働省虐待防止対策推進本部決定）が策定されました。特に児童心理司や保健師の配置が法で定められたことを受け、専門職員の計画的な配置（増員）や専門性の向上を図るための対応が必要となっています。

そこで、これらの法改正等の趣旨を踏まえた対応状況と、本県における今後の取組の方向性について明らかにし、児童虐待防止対策の一層の推進を図っていきます。



## 1 児童相談センターの体制強化

### (1) 専門職員の増員による体制強化

児童相談センターは児童福祉の中核的専門機関であり、本県では10箇所（名古屋市を除く）の児童相談センターにおいて、児童に関するあらゆる問題について、家庭、学校等からの相談に応じ、児童福祉司を始めとする専門職員が指導、助言、治療を行っています。

児童虐待相談対応件数の増加とともに、複雑・困難な事例も増加しており、児童の心理、健康・発達、法律等の側面で専門的知識に基づく的確・迅速な対応が必要となっています。平成28年6月の改正児童福祉法により、児童相談所の体制強化のために、児童心理司、医師又は保健師、スーパーバイザー（児童福祉司等に専門的見地から指導・教育を行う児童福祉司）などの専門職員の配置が規定され、配置基準が強化されました。

これを受けて、本県では平成29年度に専門職員16名（スーパーバイザー4名、児童心理司9名、保健師3名）を増員しました。

平成30年度もさらに16名増員しましたが、今後も増加する児童虐待に適切に対応できる体制づくりを進めていきます。

本県における児童相談センターの専門職員数の推移

（単位：名）

年度	H26	H27	H28	H29	H30
児童福祉司	106	109	109	109	109
	-	3	0	0	0
スーパーバイザー (指導及び教育を行う児童福祉司)	17	18	18	22	26
	-	1	0	4	4
児童心理司	32	32	32	41	50
	-	0	0	9	9
保健師	-	-	-	3	6
	-	-	-	3	3
計	155	159	159	175	191
	-	4	0	16	16

上段は職員数、下段は前年度比増員数

## (2) 職員研修の充実による専門性の強化

相談件数の増加や事案の複雑化・困難化に的確に対応するため、専門職員の資質の向上を図る必要があります。改正児童福祉法により、スーパーバイザーは国の基準に適合する研修の受講が義務付けられ、社会福祉主事を児童福祉司に任用する場合も、指定講習会への受講が義務づけられました。

また、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会<sup>※</sup>の調整機関に、児童福祉司等の専門職の配置が義務づけられたことから、対象となる者に研修を受講させる必要があります。

児童相談センターと市町村の専門職員を対象に、国の基準に適合した研修を開催又は研修に派遣して、専門性の強化を図っていきます。

### <平成 29 年度 職員研修実施状況>

児童福祉司任用前講習会 46 名

児童福祉司任用後研修 108 名

児童福祉司スーパーバイザー研修 6 名

要保護児童対策地域協議会調整担当者研修 46 名 ※人数は受講者数

※ 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

保護を必要とする子どもや、支援を必要とする子ども・妊婦・家庭への適切な支援を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う協議会。事務局として、関係機関等のうちから「要保護児童対策調整機関」を指定し、要保護児童等に関する状況把握や関係機関等との連絡調整を行っています。

## (3) 児童虐待対応弁護士の拡充

児童相談所においては、児童虐待相談対応件数の増加に伴い、児童の安全を確保するために保護者と対立せざるを得ないケースも増加しており、保護者対応や家庭裁判所、警察、検察等との連携を強化するための司法対応力の向上が必要です。

改正法においては、児童の安全と健やかな成長を確保するため、法律に関する専門的な知識・経験を要する業務に迅速・的確に対応するため、児童相談所に弁護士を配置することとされ、これが難しい場合には、弁護士の配置に「準ずる措置」を行うこととされました。

本県では、従来から児童相談センターにおいて、児童虐待相談等に係る法律上の問題や危機介入時の法的な支援を行うため、専門知識を有する弁護士団体へ相談・助言業務を委託していましたが、これを拡充し、平成 29 年度から新たに、司法機関（検察、警察等）との法的調整や市町村で実施される要保護児童対策地域協議会の法的支援に関する

業務等も加えて弁護士団体へ委託することとしました。

＜平成 29 年度実施状況＞

相談等件数 508 件

(定例相談 271 件、随時相談 102 件、その他(司法機関との法的調整等)135 件)

## 2 関係機関の連携の強化

### (1) 警察との連携

児童虐待は、人格の形成に大きな影響を及ぼすことから、未然防止と早期発見・早期対応がとりわけ重要です。このため、県や市町村を始め、学校や保育所、警察、医療機関等と緊密に連携を図っていくことが重要です。

県と警察においては、これまでも、国の通知に基づき、重篤な児童虐待事案について速やかに情報を相互に共有し対応を図ってきました。

しかしながら、急増する児童虐待に、より迅速に、よりの確に対応していくため、県と県警の間で、新たに「児童虐待に係る事案の情報共有に関する協定」を締結し、重篤な児童虐待事案だけでなく、全ての事案について情報共有を図り、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応につなげていくこととしました。

今回の協定の締結を機に、児童相談所と警察が緊密に連携・協力する体制をより一層強化し、児童虐待の防止に迅速かつ的確に取り組んでいきます。

＜児童相談所と警察の児童虐待に係る事案の情報共有に関する協定の締結＞

協定締結日 :平成 30 年 4 月 18 日(水)

協定締結者 :愛知県健康福祉部長  
愛知県警察本部生活安全部長

協定の概要 :児童虐待に係る事案について、児童相談所(名古屋市を除く)と警察との間で、それぞれが保有する情報を、相互に共有し、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に努める。

(主な内容)

- ・児童相談所は、児童虐待事案を全て警察に情報提供する。
- ・「重篤事案」については、これまでどおり速やかに警察に情報提供するとともに、「重篤事案以外の事案」については、毎月定期的に情報提供する。



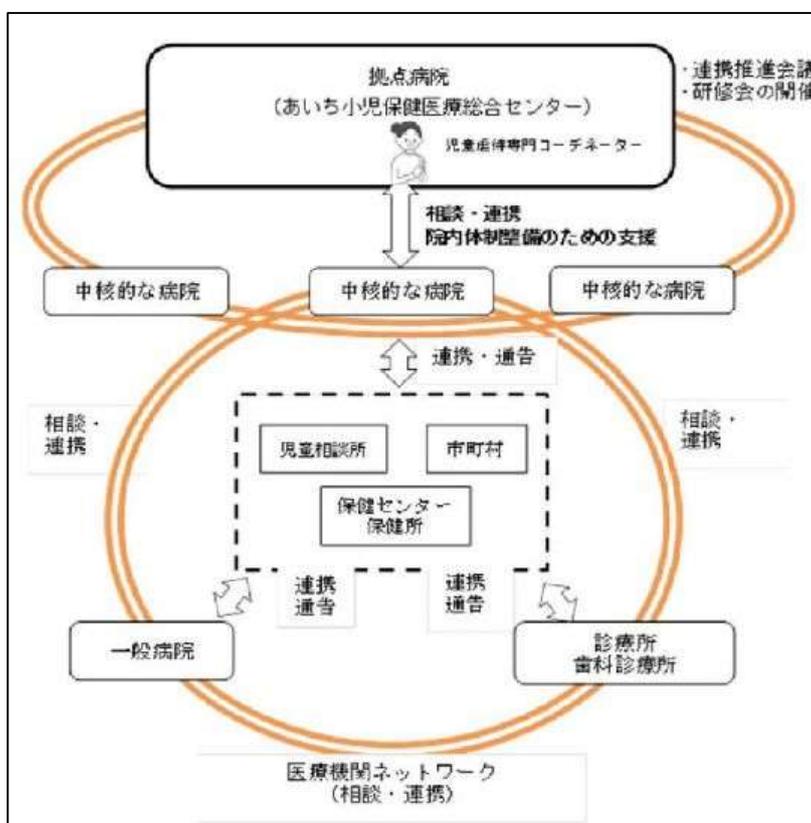
## (2) 医療機関との連携

医療機関は虐待や虐待の兆候を発見しやすい立場にあります。医療機関の虐待対応力の向上を図るため、地域医療における虐待対応の拠点病院である「あいち小児保健医療総合センター」を中心として、医療機関相互に相談・連携できるネットワーク（児童虐待防止医療ネットワーク）を構築し、医療機関における虐待対応力の向上を図ることにより、地域医療全体での虐待対応体制の充実と強化に努めています。

具体的には、「あいち小児保健医療総合センター」に児童虐待専門コーディネーターを1人配置し、地域医療機関の院内虐待対応体制の整備に向けた支援や、拠点病院内外の虐待対応の連絡調整窓口としての相談対応・支援、地域の医療機関からの虐待に関する医学的判断や対応についての相談等に随時対応しています。

また、児童虐待対応医療機関による連携推進会議や連絡会を開催し、各医療機関の虐待対応力の向上のための情報交換や事例検討などを行っています。

- 拠点病院(委託先): あいち小児保健医療総合センター  
中核病院: 県内 14 医療機関
- 実施状況(平成 29 年度)  
児童虐待対応医療機関連携推進会議 1 回  
児童虐待対応医療機関連絡会 3 回  
保健医療関係者研修会 1 回



←児童虐待防止医療ネットワーク事業イメージ図

### 3 妊娠期からの虐待予防の推進

妊娠・出産・育児期の家庭では、産前産後の心身の不調や妊娠・出産・子育てに関する悩みを抱え、周囲からの支援を必要としている場合があります。

また、児童相談所における子ども虐待に関する相談対応件数は増加し続けており、子どもの養育に不安のある家庭に対し、早い段階から相談支援を行うとともに、妊娠期から切れ目のない支援による虐待の予防に力を入れていく必要があります。

平成 28 年 6 月に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律において、母子保健法の一部が改正され、子育て世代包括支援センター（法律上の名称は、母子健康包括支援センター）の設置が平成 29 年 4 月から市町村の努力義務となりました。

子育て世代包括支援センターは、保健師・助産師などの専門職をコーディネーターとして市町村保健センターなどに配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに切れ目なく対応するワンストップの相談支援拠点です。

県においては、法定化された子育て世代包括支援センターの設置促進を図るため、各保健所を中心に、関係機関との連携促進会議や事例検討会等の開催や情報交換等を行うとともに、平成 29 年 8 月には、行政や医療関係者を集めたシンポジウムを開催し、妊娠期からの切れ目のない支援の重要性について関係者の理解を深めました。

平成 32 年度までに全ての市町村において子育て世代包括支援センターが設置されるよう、引き続き保健所を中心に支援していきます。

#### シンポジウム

「地域で支える妊娠・出産・子育て～切れ目のない支援と産後ケアの推進～」

日 付:平成 29 年 8 月 1 日(火)

場 所:愛知芸術文化センター アートスペース A

参加者:行政職員(県及び市町村)、医療関係者

130 名参加

内 容:基調講演「自治体と協働で進める産後ケア」

パネルディスカッション

「フィンランド海外調査報告」

「子育て世代包括支援センターと産後ケア事業の取組について～市町村の立場から(稲沢市)」

「病院助産師として取り組む産後ケアについて(枚方市)」

「市の立場から(枚方市)」



↑ 基調講演

<子育て世代包括支援センター設置市町村>

※各年度末 設置市町村数

年 度	H27	H28	H29
子育て世代包括支援センター	3 市	16 市	27 市町

## 4 社会的養護の充実

### (1) 家庭的養護の推進

虐待を受けた子どもに対しては、子どもの心身の成長のためにはできる限り家庭的な環境で育てることが重要です。平成 23 年 7 月に国の専門委員会が取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」において、家庭養護（里親、ファミリーホーム）の優先と施設における家庭的養護（施設の小規模化等）の推進が打ち出され、今後数十年の間に、本体施設、グループホーム、里親及びファミリーホームの割合を 3 分の 1 ずつとする目標が掲げられました。

本県では、平成 27 年 3 月に策定した「家庭的養護のための愛知県推進計画」に基づき、すべての子どもに適切な養護を行うため、家庭的養護の推進及び里親や施設職員の専門性の向上に努めています。

施設入所等児童の推移と推進期間の目標(前期、中期、後期)

(単位:人)

年度	H26.11.1 現在	H30.3.31 現在	前期 (31 年度末)	中期 (36 年度末)	後期 (41 年度末)
本体施設	964	868	914	849	731
	79.4%	77.5%	74.2%	70.8%	62.6%
グループホーム	84	93	124	151	234
	6.9%	8.3%	10.1%	12.6%	20.0%
里親等	166	159	194	200	203
	13.7%	14.2%	15.7%	16.7%	17.4%
計	1,214	1,120	1,232	1,200	1,168

出典:「家庭的養護のための愛知県推進計画」ただし、H30.3.31 現在の数字は追記。

平成 28 年の改正児童福祉法において、里親支援が児童相談所の業務として位置付けられました（児童福祉法第 11 条第 1 項第 2 号）。

本県では、平成 30 年 4 月から、里親等の負担を軽減し、適切な養育を確保するため、専門知識を持つ職員が、現に子どもを養育している里親等を定期的に訪問し、養育に関する相談を受け、児童に対する適切な対応について助言等を行う里親訪問等支援事業を実施しています。

○里親訪問支援員等の配置（平成 30 年 4 月から）

- ・里親等訪問支援員 2 名（中央、西三河の児童相談所に各 1 名）
- ・心理訪問支援員 2 名（中央、西三河の児童相談所に各 1 名）

## (2) 新しい社会的養育ビジョンへの対応

平成28年の改正児童福祉法において、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、まずは養子縁組や里親等への委託を進めることとし、それが適当でない場合には、できる限り、児童養護施設等における小規模グループケアなどの良好な家庭的環境で養育されるよう、必要な措置を講ずることとされました。(児童福祉法第3条の2)

この児童福祉法等の改正を受けて、国において「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が設置され、平成29年8月、今後の社会的養育のあり方を示す「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられました。

このビジョンでは、子どもの最善の利益を念頭に改正児童福祉法に基づく社会的養育の全体像が示され、その理念等を具体化するとともに、実現に向けた改革の工程と具体的な数値目標が示されています。

平成23年の「社会的養護の課題と将来像」に基づき各都道府県で行われてきた取組についても、子どもの権利保障のために、新しい数値目標を盛り込んだ家庭的養護推進計画の全面的な見直しが求められています。

### 取組を踏まえた今後の方向性

全国的に児童虐待相談件数は増加しており、尊い命が奪われる痛ましい事案も起きています。本県でも平成29年度まで8年連続で児童虐待相談件数が過去最多を更新するなど、深刻な状況が続いています。

これまでも児童相談センターや市町村の機能強化、専門職員の資質の向上、関係機関等との連携の推進など、児童虐待防止対策に取り組んできましたが、取組の強化が必要です。

急増する児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、引き続き、児童相談センター職員の増員や資質の向上を始めとする体制強化、市町村・警察・学校・医療機関等関係機関との連携促進、子育て世代包括支援センターの設置促進まで、妊娠期からの切れ目ない虐待予防の推進に取り組んでいきます

また、国が発出予定の「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に基づき、新たな社会的養育に関する計画の策定に向けて、児童相談所や里親、関係施設から意見聴取や実態把握するなどの準備を進めていきます。